

隔月発行【むりぶし】

Muribushi 群星

沖縄総合事務局 局報・第264号

沖縄の農業の振興開発に関する提言

沖縄農業の 新たな展開を目指して

- 特集 | 1.食料・農業・農村基本法案について
2.沖縄園芸作物ブランド化検討報告書
3.これからのかとうきび作のあり方

那覇空港新ターミナル地域供用に向けて

May 1999
5月号
平成11年5月

水を大切に!

沖縄渇水対策連絡協議会



安波ダム

Muribushi 群星



この局章は昭和51年4月1日に制定されたもので、旗、記章、胸章、自動車等にも表示、使用することとしています。なお、局章の図案は、50年8月、沖縄総合事務局職員の応募作品の中から選ばれたもので、沖縄の「O」の中に総合事務局の「Z」を図案化したものです。

Contents

沖縄の農業の
振興開発に関する提言 沖縄県農業協同組合中央会会長
玉那霸清仁

01

Special Edition 特集 沖縄農業の新たな展開を目指して
1.食料・農業・農村基本法案について
2.沖縄園芸作物ブランド化検討報告書
3.これからのかとうきび作のあり方

02

仕事の窓 総務部 沖縄開発庁と沖縄総合事務局に2000年サミット対策本部設置
「一日沖縄総合事務局」の開催

03

公正取引委員会の最近の取組について

04

財務部 管内経済情勢報告

05

運輸部 知っていますか? 交通アドバイザー制度

06

農林水産部 21世紀の沖縄の水産業の発展を目指して

07

通産部 ご存じですか?ワシントン条約!

08

開発建設部 新しい南の空の玄関口

09

那霸空港新ターミナル地域供用に向けて

10

局の動き

11

野中公務沖縄開発庁長官来沖

12

平成10年度独占禁止法講演会開催

13

「地球環境と夏時間を考える国民会議」沖縄地区地方ヒアリングの実施

14

「伊是名農業水利事業」がスタート

15

待望の陸運事務所八重山支所及び検査場の落成式を挙行

16

遙かニレーの海に架かるニライカナイの橋塩屋大橋開通

17

過去最高の歳出予算操越承認

18

沖縄総合事務局次長に加納研之助氏が就任

19

開発建設部長に池田龍彦氏が就任

20

ホームページの開設準備中

ダイアリー&プラン



本県の農業は復帰を契機として国・県の振興施策のもとに多方面に亘る生産条件の整備が進展し、一定の発展を遂げ、特に離島地域におけるさとうきび、葉たばこ等の土芸作物や肉用牛の生産増強、沖縄本島を中心とする冬春期の野菜・花卉等の園芸作物、肉豚の生産振興により農家経渓を潤し、農村地域の活性化の原動力となっています。

しかしながら規制緩和が進む昨今、農産物の輸入量の増大、価格の低迷、農業従事者の高齢化が進行する状況下で新農業基本法案の策定及び世界貿易機関(WTO)における貿易自由化に関する協議の再開など農業を取り巻く環境は大きく変わつてある。

これらの状況の変化に対応し農業経営の安定と地域振興策と

して本県農業の展開についてはこれまでにも増して地域別、作物別に具体的に且つ総合的な対策が求められる。

さとうきびについては農用地の流動化対策による担い手農家のへの農用地の集積、農業機械・施設等の効率的利用や集中脱葉施設による収穫作業の省力化、農作業受託システムの確立に一層取り組む必要があり、パインマップルは地域特産品としての振興を図るために大規模生産法人の育成などが求められる。稻作は北部離島の一部及び八重山地方で栽培されており、これら地域の特性を活かし、超早場米生産地を育成する」ことが求められてくる。

また、葉たばこは農家所得の向上のため、今後とも安定生産を図る必要がある。

沖縄の農業の振興開発に関する提言

肉用牛は今後とも着実な増頭を図ることとしており、高品質・低成本をねらうとする優良品種の肥育の一貫生産体制によるおきなわブランド化が必要であり、酪農は収量向上のための飼料対策、受胎率の向上対策、高品質牛乳生産の開発等により、生乳生産の効率化が求められる。

肉豚は生産増強を図るため産

肉性等に優れた本県独自の銘柄豚を作り出すとともに飼育技術の向上により枝肉上物率の向上、繁殖性向上対策とともに養豚経営における環境及び衛生対策が必要であり、採卵鶏については、價格安定対策、素ビニの安定供給を図るとともに物流体制整備の環境形能力の強化を図る必要がある。

「ヤマト」等を県全域に推奨してスマート「テン、オクツ等は本島中南部を中心としたさとうきび、甘

沖縄県農業協同組合
中央会会長
玉那霸清仁

小菊・トル「キキ」等は本島の北部、中部・南部地域に拠点産地化を進めなければならない。

またマンゴー・パイナ・バシアンフルーツ等は県全域を対象として、柑橘類は本島北部・中部を中心とした作物の振興策を図る。

本県の農業振興策については行政においても多岐に亘る関連施策が講じられており、JAグループは、県をはじめ市町村の農業行政と連携のもとに「二十一世紀に向けた地域農業のビジョン」を盛り込んだ長期農業計画をJA毎に策定し、地域農業振興と農家組合員の所得向上のため今後とも積極的に取り組むこととしている。

まだ長期農業計画をJA毎に策定し、地域農業振興と農家組合員の所得向上のため今後とも積





本土から遠隔地にあり、多数の島々から構成される沖縄は、亜熱帯地域の温暖な気候を活かした特色ある農業生産が行われています。しかし、台風・干ばつ・劣悪土壤等の自然条件による生産面の制約、本土市場からの遠隔性、空海路に限定される輸送手段等流通・販売面の制約があり、本土農業とは基礎的な条件を異にしています。特に、離島の離島としての沖縄本島周辺

Special
特集
Edition

その1



沖縄農業の新たな展開を目指して

の諸々では、農業が地域経済の大きな柱であり、その成否が離島における自立的な経済発展の鍵となっています。

このような条件の下で、農業生産の動向についてみると、農地の減少や農業就業者の減少・高齢化等、農業生産基盤の脆弱化が進行しています。農業粗生産額全体では昭和六十年をピークに横這いなし減少傾向にあり、特に基幹作物と言われて久しいさつきび生産はその減少傾向が目立ちています。¹⁾そのため、気象・土壤の諸条件を踏まえ、基幹作物であり地域経済において重要な役割を担っているさつきびの生産振興を図ることとともに、それ以外の作物についても質・量の面で安定した生産・出荷等を図るために生産・販売体制の整備が急がれるとともに、

一方、沖縄農業だけではなく、全国的に

にも食料・農業・農村をめぐる情勢は、

担い手の減少や高齢化の進展による内外産地間競争の激化、多様化する消費者ニーズのきめ細かな対応の必要性等厳しい環境にあります。特に中山間地域等のいわゆる条件不利地域においては過疎化の進行も含め、農業を中心とする地域経済や生活環境の維持する困難な状況も生じてきます。

このような状況に対応するため、経営感覚に優れた効率的・安定的で手の確保を通じ、我が国農業の有する力を最大限に發揮され、安全

で合理的な価格での食料の安定供給と農業・農村における多面的機能の十分な発揮が可能となるよう、我が国の食料・農業・農村政策を再構築することとなり、現行の農業基本法に代わる新たな基本法いわば農政の憲法が制定されることとなります。

以上のようないかがわしい現状の一環、農政の大きな転換点にある今、今後の日本の農業の指針となる食料・農業・農村基本法案の概要を紹介するとともに、沖縄農業の新たな展開を目指すための方策として、先頃まとめられた検討会報告書を基に、本土市場への出荷拡大を狙った園芸作物のブランド化の推進方策、また、基幹作物であるさつきびの生産振興策について述べることとします。



Agriculture

1 食料・農業・農村 基本法案について

食料・農業・農村基本法案について
では、昨年十一月に政府で取りまとめられた農政改革大綱に基づいて法案化が行われ、本年三月九日の閣議決定を経て国会で可決された。

(1) 目的と理念

本法案の目的は、現行基本法制定後の我が国経済社会と食料・農業・農村をめぐる諸情勢の大きな変化を踏まえ、これまでの農政を抜本的に見直し、生産者だけでなく消費者も含めた国民全体の視点から、我が国の食料・農業・農村に関する政策を再構築することにあります。

また、同法案は、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の十分な發揮について、今日、国民が農業・農村に求めるものを政策推進の基本理念として掲げるとともに、その役割を果たす上で基盤をなす、農村の振興について基本理念を明確にしてきました。

(2) 基本計画

政府は「J」の基本理念に即した諸施策を担保するため、施策についての基本方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に構すべき施策等を明示した基本計画を策定するところなります。「J」の中で、食料自給率の目標について、食料を安定的

に供給するとともに不測の事態における食料安全保障を確保すると、基本的な考え方立ち、また、生産努力目標の策定とその達成を目指した農業生産の展開及び食生活の見直しに向けた運動の展開等の取組みを前提として策定します。なお、同計画は、諸情勢の変化を勘案し、施策効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに変更します。

また、耕作放棄の発生を防止し、公益的機能を確保するという観点から中山間地域等に対し直接支払を行つことなどですが、その対象地域・対象行為等について検討が進められており、十一年度からの実施に向けて検討が行われています。

(3) 基本的施策

基本理念の実現を目指した基本的施策については、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興に関する施策が盛り込まれていますが、沖縄との関係において特に検討を要する事項として、価格政策の見直しとそれに伴う経営安定策、中山間地域等の直接支払が挙げられます。



以上述べてきた食料・農業・農村基本法案は、国会において審議され、また、関連法案の審議、施策の実現のための検討会が平行して行われているのですが、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目的としていることから、行政機関や農業関係者だけでなく、消費者や食品産業事業者も含めた国民全体の理解と協力により、その目的を達成できるものと考えております。

また、耕作放棄の発生を防止し、公益的機能を確保するという観点から中山間地域等に対し直接支払を行つことなどですが、その対象地域・対象行為等について検討が進められており、十一年度からの実施に向けて検討が行われています。

2 沖縄園芸作物ブランディング検討会報告書

沖縄総合事務局農林水産部

沖縄県、県内農業団体、県内小売業者及び学識経験者等の方々の協力を得て、平成十年七月から四回にわたり、「沖縄園芸作物ブランディング検討会」を開催しました。本検討会では、六つの沖縄を代表する園芸作物（マンゴー、パインアップル、トマヤ、スイカ、テンハジキ、小ギク）に関するブランディング推進のための生産・流通・販売上の課題、具体的な施策を明らかにするとともに、それらを推進する上で必要な組織体制の整備等について検討を行って、一度、報告書を作成しました。

(1) ブランディングの必要性

沖縄園芸作物は、亜熱帯地域といふ独特な環境条件を有している中で、市場出荷を行う上で重要な安定生産・出荷・十分な口うりの確保が行われなかつたこと、品質のばらつきがあったこと等から、これまで多くの品目について他産地に市場を奪われることとなりました。このため、今後、本土市場への出荷を拡大し、一層の生産振興を図つていくために、新たな視点から組織的な取組を行つていく必要がありますが、そのための有効な方途の一つとして、ブランディングの推進が考えられます。

本検討会においては、沖縄園芸作物のブランディングとは、亜熱帯の気候・風土を生かした、優れた特性・品質

を持った商品を、市場の需要に応じて持続的かつ十分に供給し得る体制を整えることとして、その推進方策について検討することとした。

(2) ブランディング推進のための具体的な施策

マンゴー
単収の向上、経営規模の拡大を図ることによる農協への出荷の元化を図り、計画的な供給体制を確立する必要があります。また、高級果実としての潜在需要が大きいと考えられることから、品質面での優位性を確保し、価格形成を主導する地位を確立することも重要です。



パインアップル(生食用)

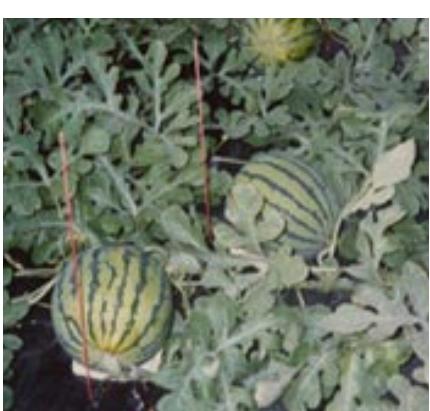
糖酸比の改善等による品質向上、栽培期間の短縮等による生産性の向上と併せて、出荷期間の長期化、加工原料用との最適組み合わせによる収益性の向上等を図る必要があります。また、適熟出荷が重要であるとともに、収穫から販売までの時間を出来る限り短縮する工夫を行つとともに、未熟果・不適果の販売を極力なくすようにして、これでも重要なことです。



トマヤ

健康食品として長寿沖縄のイメージとともに、沖縄の芸能・文化とタッグを組んで販売を行い、また、調理方法の普及や相性の良い食材とセットで紹介するなどにより、日常の食卓のメニューの一つとして定着させる工夫が必要です。

品質向上、二元集出荷によるロードの確保、低コスト化等について取組を強化する等により、他産地との競合に対応していく必要があります。



スイカ





Agriculture



「エンフアレ

競合先であるタイ等との競争において、生産性の向上、沖縄県産オリジナル品種の育成と当該品種に応した栽培技術の確立等が必要です。また、景気の影響を受けやすい業務用利用だけでなく、一般向けの幅広い需要を開拓していくことも重要です。

小ギク

市場から品質、鮮度、規格等で高い評価を受け、中でも三月は彼岸用として圧倒的なシェアを占めており、すでに責任産地として確立しています。今後も、安定的な出荷を前提として品質向上に努め、需要に見合った計画的生産・出荷を行っていくことが重要です。

を共有し、活用できる仕組みを構築する必要があります。

品質保証・認証制度

個々の品目別にして品質規格基準を設定し、品質評価に関して十分な判断能力を有する中立的な機関の統制的指導の下で、各基準項目に関する検定を行うとともに、これらの基準をクリアした商品のみブランド商品として一定の商標やロゴを付与し、出荷していくところの仕組みを作る必要があります。

組織体制の整備

情報交流・伝達、品質保証等を行うとともに、マーケティング戦略等生産・流通面における対策を講じるために、産地においてこれらを組織的に行うための体制整備を行う必要があります。なお、体制整備を行うに当たっては、次に示すような段階的な取組が必要です。

- 1 ブランド化推進協議会を設置し、基本方針の策定を行います。
- 2 ブランド化推進機関を設置し、マーケティング構想の策定、品質規格基準の検討等を行います。
- 3 ブランド化対象品目に関する先進的なモデル産地を選定し、生産・流通・販売上の具体的対策を踏まえた濃密指導を行います。
- 4 以上の取組を通して品質基準に適合する商品が一定量出荷できる体制が整った段階で、ブランド商品としての出荷を開始します。

5 一般産地についても、モデル産地の実践成果を還元しつつ、栽培技術等に関する普及・啓蒙等を行い、県域(全島)全体のレベルアップを図ります。

また、栽培技術・品質管理レベルの高い産地を逐次拡大し、ブランド商品の販路拡大を図っていきます。

今後は、県、農業団体等を中心として、以上に示された具体的施策を踏まえ、早急にブランド化の推進に向けて実行移してまいります。



これからのかとうきび のあり方



沖縄総合事務局農林水産部では、沖縄県県内農業団体及び製糖企業、さらには農業試験場や学識経験者等の方々の協力を得て、平成十年五月から五回にわたり、「かとうきび作検討会」を開催しました。本検討会では、今後の内外のかとうきびを巡る環境条件の変化の中で、沖縄農業におけるかとうきび作が存続しうる条件を視野に入れながら、担い手の育成条件、新たな生産システムの構築等、かとうきび作の今後のあり方について幅広く検討を行い、その結果を報告書としてとりまとめました。

以下、報告書の中のかとうきび農業のあり方に関する提言について紹介します。

沖縄総合事務局農林水産部では、かとうきびを中心の農業のままで機能等、その意義や必要性を再度認識し、かとうきび農業・製糖業の今後のあり方等について、生産振興の目標等について議論を深め県民の合意形成を図ることが重要です。

(2) 担い手の育成と地域生産体制

今後とも沖縄におけるかとうきび農業を振興していくためには、安定的な担い手として、大規模経営農家、「複合経営農家」、「農作業受託組織」及び「農業生産法人」等の担い手の育成が急務であり、離農者の農地のこれら担い手への流動化による経営規模拡大を図ることが不可欠です。

また、将来の担い手農家や生産法人等の育成を展望しながら、集中脱葉施設の導入による地域農業システムの構築等高齢・兼業農家を含めた地域全体のかとうきび生産体制整備も重要課題となっています。そのためには、収穫作業等の機械化の可能な農地の整備・集団化ハーベスター・集中脱葉施設の導入等による機械化や農地の流動化等の一層の推進・機械化による適した新品种や輪・間作等の栽培技術の確立等が課題と言えます。

(1) 県民合意の形成

今後の沖縄のかとうきび農業・製糖業を考えるに当たっては、沖縄県や市町村、関係団体が、かとうきび農業の他の農作物や地域経済における役割、自然環境保全等の公益的機能等、その意義や必要性を再度認識し、かとうきび農業・製糖業の今後のあり方等について、生産振興の目標等について議論を深め県民の合意形成を図ることが重要です。

(3) 高収益作物の導入

かとうきびは、一層の生産コストの低減、生産性向上が求められていますが、特に離島地域においては、かとうきび以外に生産可能な作物は少なく、かとうきび中心の農業のまま経営規模の拡大を図ったのは、離島の人口の急激な減少を招きかねません。

したがって、かとうきびの経営規模の拡大と生産性の向上を図りつつ、その一方で、それぞれの地域特性、離島の輸送条件等を踏まえ、収益性の高い、付加価値の高い作物の導入を図り、農業総体としては地域の人口扶養力は落とさないシステムを作る必要があります。

(4) 輪・間作の推進

輪・間作についてせざととうきびの収益性の向上や葉たばこ等の連作障害防止等多くの効果が期待されていますが、輪・間作の確立には栽培技術の確立や販路の確保等多くの課題が残されています。販路の確保については、契約栽培方式も提案されていますが、安定した品質・出荷量の確保等個々の農家の対応は難しく、今後、沖縄県、農業改良普及センター、農業試験場、市町村、農協等の一体となった指導体制の確立が不可欠です。

(5) 機械化体系の確立・普及

今後もハーベスターの役割はますます大きくなっていくことが予想されるため、基本性能を維持しながら小型軽量化・低価格化へ向けた努力が必要です。

今後、大東・八重山地域の大型・中型ハーベスター体系については、ハーベスターの軽量化・低価格化を図ることが重要です。沖縄本島・周辺離島の中型・小型ハーベスター体系については、

(6) ハーベスター

中型の小型化・高性能化を図ることが重要です。

また、十一月～十二月の比較的降雨の少ない時期の早期製糖を検討すべきです。そのためには、極早期高糖品種の導入等の条件整備が必要です。

中型ハーベスターの軽量化・低価格化が実現されれば、農業生産法人等の条件整備が可能になります。

また、将来の担い手農家や生産法人等の育成を展望しながら、集中脱葉施設の導入による地域農業システムの構築等高齢・兼業農家を含めた地域全体のかとうきび生産体制整備も重要課題となっています。

そのためには、収穫作業等の機械化の可能な農地の整備・集団化ハーベスター・集中脱葉施設の導入等による機械化や農地の流動化等の一層の推進・機械化による適した新品种や輪・間作等の栽培技術の確立等が課題と言えます。



Agriculture

集中脱葉施設

ハーベスターが効率的に稼働できない小圃画のほ場や未整備のほ場が分散している地域において、またハーベスターが稼働できず手刈りを余儀なくされている地域等においては、農家の高齢化等の進展に対応して省力化や収益性の向上を図るために集中脱葉施設の導入を図り、兼業農家を含めた地域農業システムを構築していく必要があります。

この場合、集中脱葉施設から排出されるトランシットから有機質肥料等として農地へ還元することが必要です。



(6) 農協等のさとうきび生産

近年、一部地域において、農協、製糖企業等が農業生産法人や第三セクターを設立し、さとうきび生産や農作業受託に取り組む事例がみられるようになりました。

これらの生産法人等は、さとうきびの受託作業を行うほか、自らさとうきび経営に取り組むことを事業

(7) 農地流動化の推進

今後、意欲ある若い手へ農地を集積し規模拡大を進めながらさとうきび生産の再構築を図ることが課題となっていますが、現実にはさとうきびを中止した農家の農地が他のさとうきび農家に流動化せず、遊



休地や荒蕪地が増加しています。これら利用されない農地を如何にして意欲ある若い手に集積していくかについては、沖縄県、市町村、農協等関係団体の取り組み如何にかかります。

沖縄県、市町村、農協等の関係機関は、農地流動化施策に対する理解を深めるとともに、地域の農業振興ビジョンを明確にした上で、非農業者も含めた地域の合意形成を図りながら、相互に連携してより積極的な農地流動化促進対策の展開を図ることが重要です。

(8) 側枝苗生産技術の実用化

側枝苗は、従来の茎節苗に比べ、増殖期間の短縮と高い増殖率、発根苗で活着率が高いこと、基本的には施設内種苗生産のため気象災害の影響が少ないこと、苗ほ面積の削減による一般原料ほの拡大等、多くの利点があります。このため、さとうきびの生産性を向上し、生産農家の経営安定及び農家の所得の増大を図るため、側枝苗種苗の供給体制の確立が急務となっています。



(9) 製糖企業の経営安定化

製糖企業は従業員の雇用の場の提供、関連産業への波及効果等地域経済を支える重要な産業です。今後とも、製糖企業が存続していくには、製糖コストの低減、製品歩留り率の向上、経営の多角化等による経営基盤の強化を図ることも、生産者の収穫期間に対応した操業期間の設定、製糖時期の早期化等により生産農家と協力して適正操業量の確保に努める必要があります。

Information



その
1

総務部

沖縄開発庁と沖縄総合事務局に 2000年サミット対策本部設置

沖縄開発庁では、一、二年に沖縄で開催されるサミット首脳会議の受け入れ体制整備に関して、「これを処理するため沖縄における一、二年サミット対策本部をある四月三十日」設置しました。

沖縄開発庁内のサミット対策本部は、事務次官を本部長として、総務局長、振興局長を副本部長として構成し、本部はサミット首脳会議開催に関わる地域における受け入れ体制の整備に関する事項、沖縄県及び関係市町村との連絡調整、警察庁等関係省庁との連絡調整などを行つことになります。

沖縄総合事務局では、それを受けて沖縄総合事務局一、二年サミット対策本部を設置しました。(五月三十日)

対策本部は、局長を本部長、両次長を副部長として、全部長を本部員とする構成となりており沖縄総合事務局全体を取り組む体制になります。

本部として(サミット首脳会議開催に関わる地域における受け入れ体制等の整備に関する事項)、(一)沖縄県、警察本部を含む)及び関係市町村との連絡調整、(二)外務省沖縄事務所等在沖國家機関との連絡調整などを行つことになります。



2000年サミット開催予定主会場(ペセナ・リゾート)

「一日沖縄総合事務局」 開催のお知らせ

沖縄総合事務局では、沖縄県民に開かれ、親しまれる行政を目指して、今回沖縄市にて、「一日沖縄総合事務局」を開催いたします。

内容は、外交評論家の岡本行夫先生の講演と沖縄総合事務局の業務紹介等を行つことになります。

多くの方々の参加をお願いいたします。

- 一 開催日時 平成十二年六月三日(火曜日)
午後二時十分～四時三十分(3時間程度)
- 二 開催場所 沖縄市民会館・中ホール
- 三 開催内容

講演・演題(テーマ)
「二十一世紀に向かう沖縄」

講師／外交評論家 岡本行夫
沖縄総合事務局の業務内容の紹介



前回開催した「一日沖縄総合事務局」(3月29日：名護市)



その2



総務部

公正取引委員会の最近の取組について

我が国市場を国際的により開かれたものとして、自己責任原則と市場原理に基づく自由な経済社会を目指していくことが現下の重要な政策課題となっています。公正取引委員会は、我が国市場における公正かつ自由な競争を促進するため、独占禁止法違反行為に対しても、厳正かつ積極的に対処することも、公正かつ自由な競争の維持・促進が図られるよう次のような施策を積極的に講じてこ

- ・企業活動のグローバル化等に対する取組（提出：平成十一年一月）
- ・独占禁止法適用除外制度整理法案の提出（平成十一年一月）
- ・企業結合の公表（平成十一年十一月）
- ・手続きの緩和（合併、株式保有等に係る届出・報告制度の対象範囲の縮減）
- ・企業結合ガイドラインの公表（平成十一年十一月）
- ・民事的救済制度に関する取組

価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為に対して告発を含め、厳正かつ積極的に対処し、法運用の透明性を高め、法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争の維持・促進に努めています。平成十年度には二十七件の勧告を行いました。なお、沖縄県所在のアルミニウム製造販売業者に対する一件の勧告を行っています。

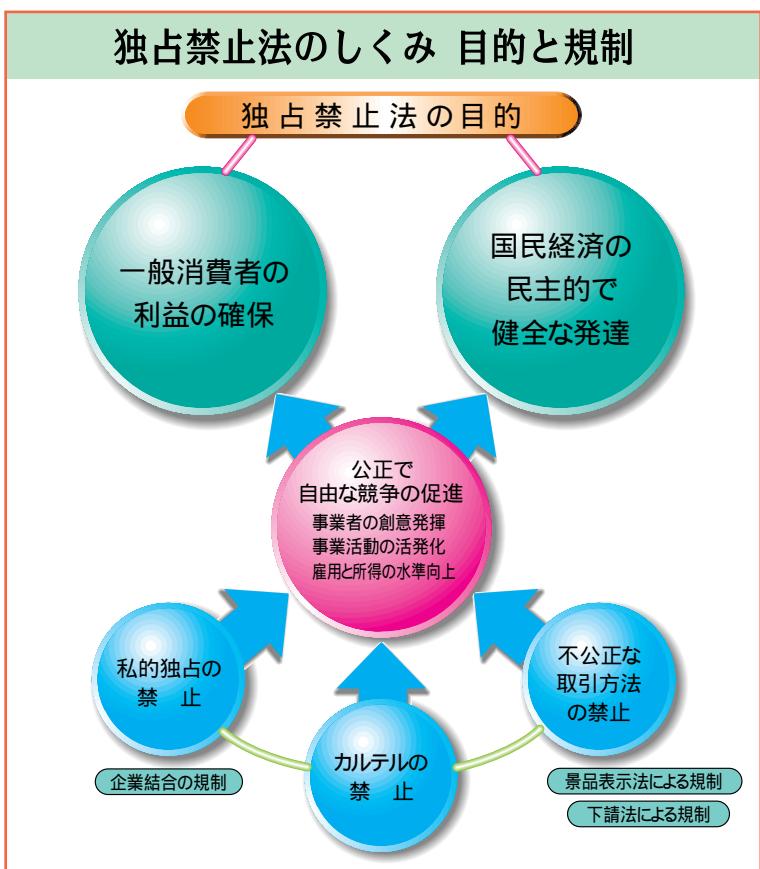
2 規制緩和と競争政策の積極的推進

国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会を形成していくために規制緩和を含めた競争政策を積極的に推進していく必要があります。主な施策として次のような取組を行っています。

- ・規制緩和のための調査・提言
- ・政府規制等と競争政策に関する研究会報告書の公表

市場原理の貫徹と併せて規制緩和の市場を含め、市場における公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に対して、厳正・迅速に対処しています。また、商品・サービスの品質や内容について誤認を防ぐなどにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、厳正・迅速に対処することにより、消費者取引の適正化を図っています。平成十一年度には、七件の排除命令を行っています。なお、沖縄県所在の中古自動車販売業者に対する一件の排除命令を行っています。

海外競争当局との意見交換、国際会議への参加等により、競争政策の国際的調和の進展を図っていくほか、市場開放問題等へ適切に対処することとしています。



1 入札談合等の独占禁止法違反行為等への積極的な取組

3 公正な競争秩序の確保

4 競争政策の国際的展開への対処

Economy



その3

管内経済情勢報告〈財務部〉

管内経済は、総じて停滞感はあるものの、明るい動きが広がりつつある。

平成十一年四月、財務部では管内経済情勢を次のとおり取りまとめました。
概況

最近の管内経済情勢をみると、公共事業が過去最高の水準となつてゐるもの、住宅建設は引き続き低水準となつてゐるほか、消費は総じて底堅い動きとなつてあり、十一年度の企業の設備投資は前年度を下回る

個人消費をみると、耐久消費財では、家電製品販売、新車販売及び中古車販売が前年を上回つてゐる。主要スーパー、百貨店の売上げは前年を下回つてゐるもの、コンビニエンストアの売上げは前年を上回つてゐる。このように個人消費は総じて底堅い動きとなつていて、

観光についてみると、観光入込客は、パッケージツアー等旅行商品の低価格化のほか、新規航空路線の開設、外国大型クルーズ船の就航等の効果もあり、引き続き高水準で推移している。

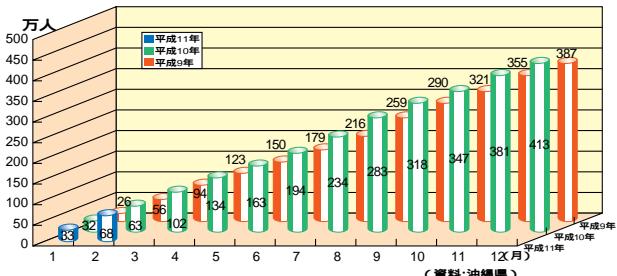
産業活動をみると、食料品は総じて低調に推移しているものの、建設関連業種では、県外出荷の増加や高水準の公共事業に支えられて、総じて堅調な動きとなつてゐる。このように、生産は、建設関連業種を中心に総じて持ち直しつつある。

このように、管内経済は、総じて停滞感はあるものの、明るい動きが広がりつつある。

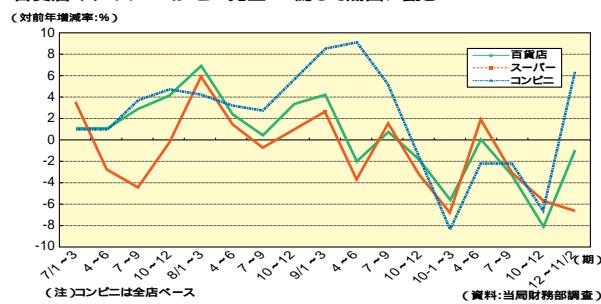
このように、管内経済は、総じて停滞感はあるものの、明るい動きがみられる。このように改善の動きが見えて、完全失業率は高水準で推移しており、依然として厳しい状況にあるものの、このところ改善の動きが見られる。

このように、管内経済は、総じて停滞感はあるものの、明るい動きがみられる。このように改善の動きが見えて、完全失業率は高水準で推移しており、依然として厳しい状況にあるものの、このところ改善の動きが見られる。

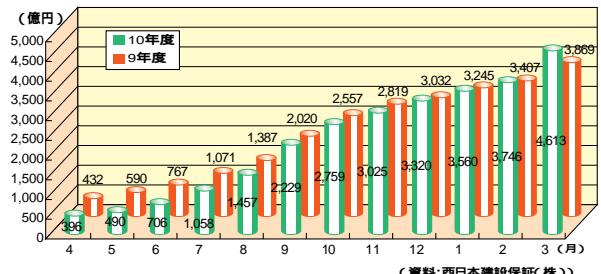
観光入込客数(累計)…引き続き高水準で推移



百貨店・スーパー・コンビニ売上…総じて底堅い動き



公共工事前払保証請負高(累計)…過去最高の水準



計画となつてゐる。

この中、産業活動では、観光は、

観光入込客が引き続き高水準で推

移しているほか、生産は、建設関連業種を中心にして持ち直しつゝある。

十一年度上期の企業収益は、増益見

通しながら、なお、雇用情勢を

みると、完全失業率は高水準で推移

してお

り、依然として厳しい状況に

あるものの、このところ改善の動きが

みられる。

このように、管内経済は、総じて

停滞感

はあるものの、明るい動きが

広がりつつある。

このように、管内経済は、総じて

停滞感



運輸部

知っていますか?「交通アドバイザー制度」

business
仕事の窓
report

その4

地域住民の生の声を行政に反映させるにはどうな手法がありますが、その「アドバイザー制度」があります。

沖縄総合事務局にも「交通アドバイザー制度」が導入されていますのでその概要を紹介します。

① 目的

交通アドバイザー制度はバス・タクシ、船舶等の公共交通機関利用者の利便増進を図るために設置されたモニタリング制度で平成四年度にスタートしました。

アドバイザーから忌憚のない意見や要望等を「いだく」とにより、公共交通機関の提供するサービスの改善に役立つ利用者の意向を的確に把握し、今後の施策に反映させることを目的としています。

② アドバイザーの委嘱

当局では県内を沖縄本島地区、宮古地区及び八重山地区の三つに分けてそれぞれの地区の公共交通機関利用者から職業、性別等を幅広く考慮して原則八名の方に交通アドバイザーを委嘱しています。

③ アドバイザーの役割

公共交通機関の利用者としてアドバイザー会議に出席していただき、公共交通機関が提供するサービス

等の改善に係わる意見や当局の行う公共交通機関利用者の利便増進に関する施策全般に対する意見を述べていただきます。

その他、当局の行う各種公共交通機関の施策に対する利用者の意見等を把握するための調査に協力していただくこともあります。

④ アドバイザー会議

アドバイザー会議は各地区とともに年数回開催されます。

会議では、当局から運輸に係る施策等の説明を行い、主として公共交通機関利用者の利便増進について意見交換等を行います。

⑤ 会議の開催状況と意見・要望等

これまでの開催状況は次のとおりでアドバイザーから活発な意見や要望等が提言され、バス・タクシー、船舶等の公共交通機関のサービス改善に大きく反映されました。



なお、第4期(平成十年～十一年度)は巡して沖縄本島地区が対象となっています。

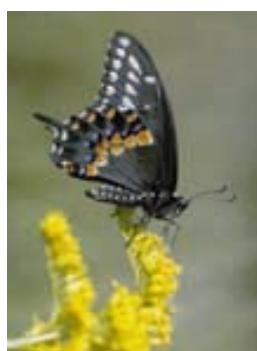
第一期(平成六～七年度)

八重山地区
八重山病院経由の路線バス運行
離島航路の効率的な運行ダイヤの設定

第三期(平成八～九年度)

富古地区
赤瓦民家風バス停上屋の設置

離島航路の営業窓口における情報案内の整備



第二期(平成六～七年度)
沖縄本島地区
バスの久茂地経由「牧志経由」の案内板表示

行灯型・三角柱型等のバス停標識による案内情報掲示の充実

空港タクシー乗り場の遠距離、近距離区分

その5

二十一世紀の沖縄水産業の発展を目指して

「沖縄型海洋牧場構想推進調査」概要

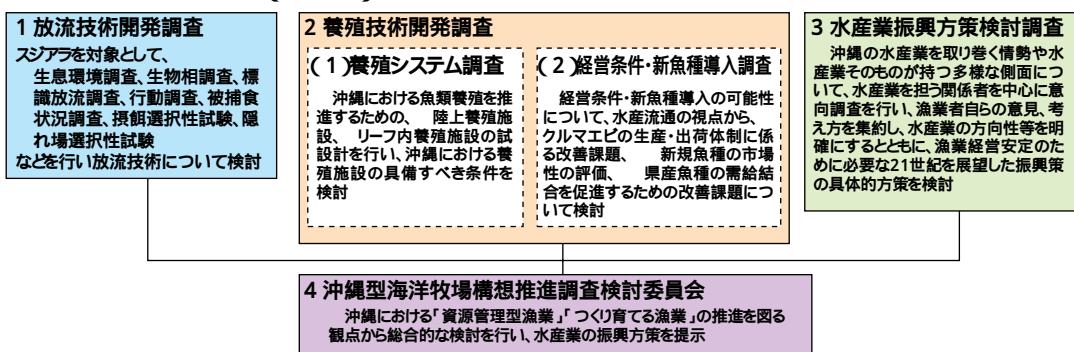
はじめに

沖縄の水産業は排他的経済水域の定着に伴い、沿岸・沖合域の活用による「つくり育てる漁業」、「資源管理型漁業の振興を図ることが緊急の課題となっております。

このため亞熱帯である沖縄の海洋生物特性を踏まえた沖縄型の資源管理型漁業の推進方策、海洋環境の活用による養殖振興方策の提示、

並びに水産業のおかれている厳しい現状を直視し、二十一世紀を展望した水産業の未来像づくりのための振興策の策定に資することを目的とした「沖縄型海洋牧場構想推進調査」が実施され、その結果が取りまとめられたので、その概要を紹介します。

(図-1) 沖縄型海洋牧場構想推進調査フロー



一 沖縄型海洋牧場構想推進調査フロー
図-1 参照

(一) 放流技術開発調査

二 調査結果概要

沖縄型海洋牧場構想推進調査フロー
図-1 参照

1 放流技術開発調査
対象として、生息環境調査、生物相調査、標識放流調査、行動調査、被捕食状況調査、摂餌選択性試験などを行い放流技術について検討

2 養殖技術開発調査
(1) 飼育システム調査
沖縄における魚類養殖を推進するための、陸上養殖施設、リーフ内養殖施設の試設計を行い、沖縄における養殖施設の具備すべき条件を検討

(2) 経営条件・新魚種導入調査
経営条件・新魚種導入の可能性について、水産流通の視点から、クルマエビの生産・出荷体制に係る改善課題、新規魚種の市場性の評価、県産魚種の需給結合を促進するための改善課題について検討

3 水産業振興方策検討調査
沖縄の水産業を取り巻く情勢や水産業そのものが持つ多様な側面について、水産業を担う関係者を中心に意向調査を行い、漁業者自らの意見、考え方を集約し、水産業の方向性等を明確にするとともに、漁業経営安定のために必要な21世紀を展望した振興策の具体的方策を検討

4 沖縄型海洋牧場構想推進調査検討委員会
沖縄における「資源管理型漁業」「つくり育てる漁業」の推進を図る観点から総合的な検討を行い、水産業の振興方策を提示

回避することが必要。
好適な放流の場所、時期、サイズ
方法などについて経済性も含めての
検討が必要。
放流魚の天然環境への馴致技術
や保護育成礁の開発などの検討が
必要。

放流魚の天然環境への馴致技術
や保護育成礁の開発などの検討が
必要。
放流魚の天然環境への馴致技術
や保護育成礁の開発などの検討が
必要。

冲縄周辺海域の海象条件に対応する養殖場造成は可能。
リーフ内においては、リーフへの影響が避けられないことから、影響を最小限にとどめる配慮と完成後の養殖場の環境保全について十分な検討が必要。

リーフ外では、外洋性の長周期の波に対応した消波構造物が開発されており、沖縄海域への適用は可能であるが異常気象対応として生け簀の待避が必要な場合もある。

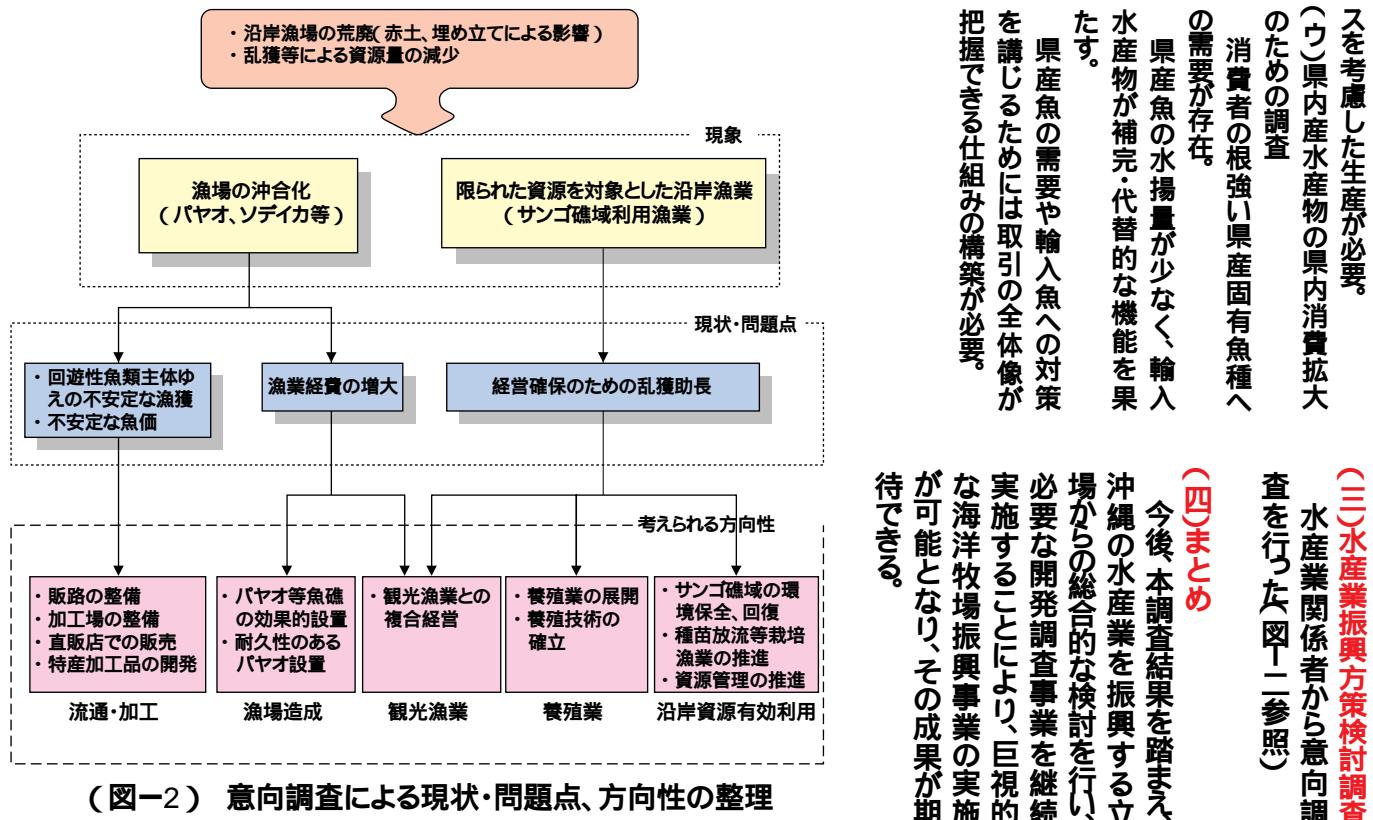
(イ) 養殖場の利用
陸上養殖施設は、経営条件が厳

しいことから、公的施設として地域の中間育成施設の整備が考えられる。リーフ内養殖場では、静穏が保たれ、作業性に優れており、当歳魚から一歳魚の育成場として利用できる。
リーフ外養殖施設は大規模養殖生産場として良質の成魚生産ができる。また、消波堤により、漁港の静穏性が高まり、漁港整備の一環としての多機能施設として利用可能。
イ 経営条件・新魚種導入等調査
(ア) 沖縄県産クルマエビの生産、流通、需要量調査
クルマエビの生産は、高い生産技術と水質に恵まれ、市場で高い評価を受けている。
需要の低迷により県内生産業者の競合が強く意識されている。
単なる増産体制は、市況を悪化させ恐れがあり、新規市場の創出既存市場の深耕が不可欠。
産地における営業・企画機能や組織機能の充実が必要。
(イ) 新規魚種の市場性評価に関する調査
新規魚種(スギ)は県内外で白身商材として高い評価を受けており、養殖の新規魚種として有望。
身質が近い既存魚の代用品に終わる可能性があり、商材としての位置づけを明確にする必要がある。
歩留まりの低さ、輸送コスト問題から、県外出荷については、産地段階でのフィレ加工及び品質チェックを行なうべき。
既存養殖魚種との総合的なバランスの高い出荷体制が必要。
長期的な需給状況を判断して、



小形超音波発信器を装着したシアラ人工種苗

Marine Products



二十一世紀の沖縄水産業の発展を目指して



ご存知ですか？ ワシントン条約！

ワシントン条約は野生動植物の国際取引を規制して、絶滅のおそれのある野生動植物を保護することを目的とした条約で、正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」とい、英語の頭文字を取ってCITES(サイテス)、「別名「ワシントン条約」と呼ばれています。日本をはじめ一四〇を越える諸国が加盟しており、外国でもワシントン・パンパンションまたはサイテス(CITES)と呼ばれています。

条約では、特定の種を附属書、に指定して、商業取引を禁止、あるいは規制しています。我が国もこの条約に基づいて、動植物これらを使用した製品・加工品も含む)の持ち込みを厳しく規制しています。



Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

Convención sobre el Comercio Internacional de Especies Amenazadas de Fauna y Flora Silvestres

Convention sur le commerce international des espèces de faune et de flore sauvages menacées d'extinction



ワニ革製等のハンドバッグ



象 牙



ウミガメ(全種)



ヒョウの敷物

沖縄管内における事例



ワシントン条約の内容

附屬書	区分	規制内容	輸入するため必要な書類	対象種
I	絶滅のおそれのある動植物で国際取引による影響を受けているか又は受けていることのある種	・商業目的の国際取引は禁止。 ・人工養殖されたもの、条約適用前に取得されたものは商業取引が可能。 ・学術研究目的の取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する輸入承認証 ・その他	ゴリラ、チンパンジー、オランウータン、トラ、ヒョウ、インドゾウ、コウノトリ、オジロワシ、うみがめ、タマイ、アシアアロワナ、オオカミ、ライ(一部)、ボア(一部)、ワニ(一部)
II	現在は必ずしも絶滅のおそれがある動植物ではないが、国際取引を規制しなければ絶滅のおそれが生じる種	・商業目的の国際取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する事前確認書(生きている動物) ・その他	オウム、サンゴ、ライオン、サボテン、ラン、シクラメン、シャコガイ、コブラ、ボア、ワニ、オオコウモリ等
III	締結国が自国の管轄内の動植物の保護のために国内規制措置に加えて他の締結国との協力を必要とする種	・商業目的の国際取引は可能。	・輸出国の管理当局が発行する輸出許可書(CITES) ・通商産業大臣が発給する事前確認書(生きている動物) ・その他	ベンガルギツネ(インド) オコジョ(インド) セイウチ(カナダ) コサギ(ガーナ)等

日本への持ち込みが規制されているもの(代表例)

生きている動植物	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
	オウム(全種)	オウム、インコ類(セキセイインコ、オカメインコを除く)
	植物	ラン全種、サボテン全種、ソテツ全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、カメレオン、オオサンショウウオ、アジアアロワナ等
加工品・製品	毛皮、敷物	トラ、ヒョウ等のネコ科の動物、オオカミ、クマ(一部)、シマウマ(一部)等
	ハンドバッグ、ベルト、財布等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ、アフリカゾウ
	はぐ製	ワシ、タカ、ワニ、ゴクラクチョウ、センザンコウ(一部)等
	その他	シャコガイの製品、クジャクの羽、オウムの羽飾り、サンゴの製品(一部)、「じゃこう」を含有する薬等

国外へ持ち出す場合も、相手国(輸入国)から日本(輸出国)の輸出許可書(サイテス)を要求されることがありますので、日本から出国する前に取得しておく必要があります。

国外へ持ち出すにも！

国内に持ち込むためには？

ワシントン条約で規制している動植物(これらを使用した製品・加工品も含む)を国内に持ち込むためには、条約で定めた機関の発行する書類(輸出国の輸出許可書や通産省の輸入承認証等)が必要です。なお、条約の附属書及びに属する生きた動物を輸入する場合には、事前に通商産業大臣の確認を受ける必要があります。

詳しく知りたい場合は
沖縄総合事務局通商産業部
○九八・八六四・一二二二
沖縄地区税關税關相談官
○九八・八六三・〇〇九九
商務通商課通商係



Airport



その
7

business
仕事の窓
report

開発建設部

新しい南の空の玄関口 那覇空港新ターミナル 地域供用に向けて

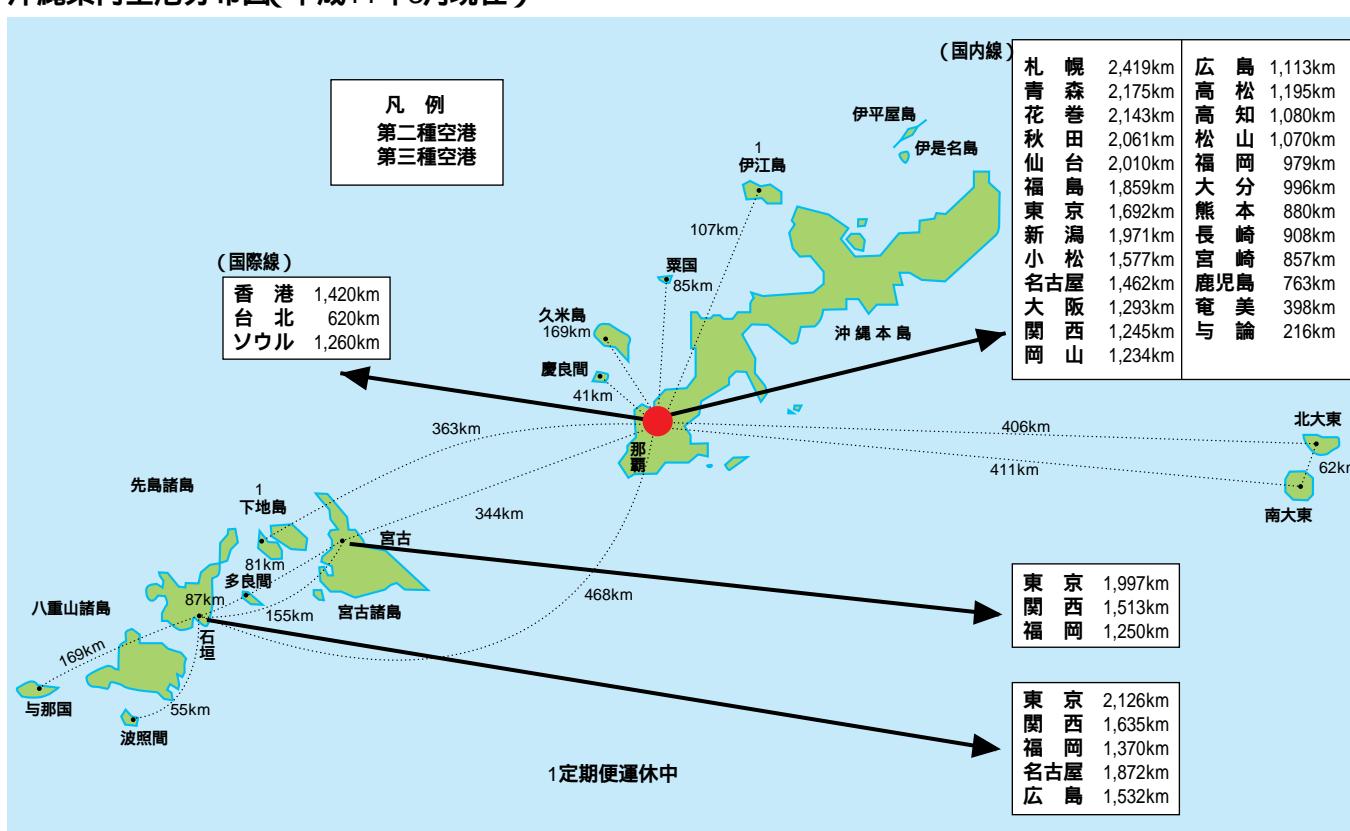
いま沖縄では、新しい南の空の玄関口、那覇空港新ターミナル地域供用に向けて、整備が最盛期を迎えています。島嶼県である沖縄県では、航空輸送は県内外への必要不可欠な輸送手段であり、なかでも那覇空港は拠点空港として重要な役割を果たしています。しかし、航空需要の増加に対し、ターミナル諸施設は取扱能力が限界にきており、施設自体の老朽化、本土線・離島線ターミナルビル等が分散していることによる乗り継ぎの不便さなど利便性が低下している状況です。そこで、計画容量を国内旅客「三〇〇万人」と設定し、これに対応した施設整備を図つてこらるといふのです。新たな国内旅客ターミナルビルは、本土線・離島線を統合し、直接航空機への乗降が可能なスロットをより多く確保できる「インガード方式」として、国際線ターミナルビル南隣接地に整備しました。

沖縄総合事務局では、新ターミナル地域において、駐機場を計画時の「十五スロット」から四十三スロットへ倍設する、ターミナルビル前の直

新国内線旅客ターミナルは平成十二年五月二十六日に供用を予定して整備を精力的に進めているところですが、今後、新ターミナルビルに機能が移転した後には、H2Rの拡充等を進めていく予定です。

札幌	4,191km	島高	1,113km
青森	2,175km	松高	1,195km
花巻	2,143km	東京	1,080km
秋田	2,061km	福島	1,070km
仙台	2,010km	大熊	979km
福島	1,859km	長崎	996km
東京	1,692km	宮崎	880km
新潟	1,971km	鹿児島	908km
小名	1,577km	大分	857km
古賀	1,462km	熊本	763km
大分	1,293km	宮崎	398km
福岡	1,245km	鹿児島	216km
西山	1,234km	与	

沖縄県内空港分布図(平成11年3月現在)



エプロン

計画当初	25バース
計画	43バース
ターミナルビル供用時	38バース

内訳

大型機用	16バース
中型機用	8バース
小型機用	12バース
STOL用	2バース

道 路

ターミナルビル供用時	
平面道路	2 400m
高架道路	1 310m

駐車場

計画当初	1 478台
計画	4 400台
ターミナルビル供用時	
一般車	1 533台
バス	79台
タクシー	約350台

ターミナル地域の整備として、バスターミナル及び道路駐車場の概要は以下のとおりです。

農林 水産部

「伊是名農業水利事業」 がスタート

9年度から全体実施設計を行っていた国営伊是名農業水利事業が11年度から事業着手することとなりました。

この事業は、伊是名島の農振農用地区域内の畠地520haを対象に水源施設としての千原地下ダム、大野山内貯水池及び基幹的な用水路の新設を行うもので、国営事業により造成される全施設は20年度までには完成の予定です。

また、関連事業として畠地集水池・支線用水路等の施設の整備が県営かんがい排水事業、基盤整備促進事業などにより行われます。

これらの国営事業及び関連事業により、伊是名地区全体の用水不足が解消され、農業生産の安定と農業経営の発展に貢献することが期待されます。

なお、事業所の開所式が5月12日に関係者多数の出席の下、盛大に挙行されました。

伊是名地区 国営かんがい 排水事業 計画平面概略図



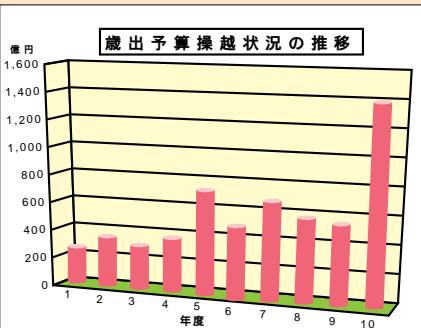
財務部

過去最高の歳出予算繰越承認

平成10年度における繰越の承認額は、緊急経済対策による大幅な公共事業費の増加から1,426億1百万円(対前年度比861億51百万円、152.6%増)と過去最高の額となった。

これにより公共事業の端境期である4月～6月においても事業量が確保されることから切れ目の無い公共事業の執行が可能となり、県内景気に好影響をあたえるものと思われる。

なお、緊急経済対策の一環として実施された地域振興券交付事業助成費についても事業実施を円滑に進める目的から繰越が承認された。



平成11年度国有地売却実施計画決定

平成11年度の国有地の売却実施計画が決定された。

第1回目の売却予定は以下のとおりとなっている。

1日程

公示日: 6月上旬 入札・抽選日: 6月下旬

2 物件

一般競争入札物件

所在地	数量(m ²)
1 那覇市金城2丁目20番10	320.44
2 那覇市首里鳥堀町1丁目29番3	954.99
3 那覇市壺川阿手川原258	71.00

価格公示売却物件

所在地	数量(m ²)
1 那覇市首里末吉町1丁目188番15	180.01
2 那覇市若狭1丁目2番23	146.02
3 那覇市若狭2丁目19番19	143.39



局の動き

総務部

平成10年度 独占禁止法講演会開催

公正取引室では、3月12日にメルパルクオキナワ郵便貯金会館において、平成10年度の独占禁止法講演会を開催しました。

当日は、県内の行政機関、事業者団体、企業から約300名の出席者がおり、講師の名古屋経済大学法学部

中山武憲教授が「我が国の独占禁止法について - 諸外国との比較 - 」と題して講演を行いました。

中山教授は、講演の中で、はじめに、独占禁止法の目的である「公正かつ自由な競争の維持・促進」についての説明とともに、米国等の諸外国との比較を交えながら、主な禁止規定である「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」について説明を行いました。

次に、違反行為に対する処理手続きと最近の違反事件について説明を行いました。

最後に、経済グローバル化や経済構造の変化、規制緩和の流れの中で、競争政策がますます重要となって来ていることなどについて説明を行った後に、競争政策の今後の課題を紹介し、講演を終了しました。



野中広務沖縄開発庁長官来沖

野中沖縄開発庁長官が4月9日から10日の日程で就任後初来沖しました。野中長官は、9日に沖縄総合事務局職員に対する訓示や稻嶺沖縄県知事との懇談後、沖縄尚学高等学校を訪問し「選抜全国制覇」を祝いました。10日は那覇港湾施設視察、那覇新空港ターミナル視察、経済団体及び市町村団体との懇談の後、記者会見で沖縄の諸課題について抱負を述べました。

農林 水産部

「伊是名農業水利事業」 がスタート

9年度から全体実施設計を行っていた国営伊是名農業水利事業が11年度から事業着手することとなりました。

この事業は、伊是名島の農振農用地区域内の畠地520haを対象に水源施設としての千原地下ダム、大野山内貯水池及び基幹的な用水路の新設を行うもので、国営事業により造成される全施設は20年度までには完成の予定です。

また、関連事業として畠地集水池・支線用水路等の施設の整備が県営かんがい排水事業、基盤整備促進事業などにより行われます。

これらの国営事業及び関連事業により、伊是名地区全体の用水不足が解消され、農業生産の安定と農業経営の発展に貢献することが期待されます。

なお、事業所の開所式が5月12日に関係者多数の出席の下、盛大に挙行されました。

伊是名地区 国営かんがい 排水事業 計画平面概略図



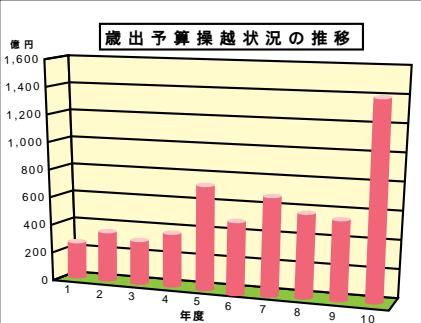
財務部

過去最高の歳出予算繰越承認

平成10年度における繰越の承認額は、緊急経済対策による大幅な公共事業費の増加から1,426億1百万円(対前年度比861億51百万円、152.6%増)と過去最高の額となった。

これにより公共事業の端境期である4月～6月においても事業量が確保されることから切れ目の無い公共事業の執行が可能となり、県内景気に好影響をあたえるものと思われる。

なお、緊急経済対策の一環として実施された地域振興券交付事業助成費についても事業実施を円滑に進める目的から繰越が承認された。



平成11年度国有地売却実施計画決定

平成11年度の国有地の売却実施計画が決定された。

第1回目の売却予定は以下のとおりとなっている。

1日程

公示日: 6月上旬 入札・抽選日: 6月下旬

2 物件

一般競争入札物件

所在地	数量(m ²)
1 那覇市金城2丁目20番10	320.44
2 那覇市首里鳥堀町1丁目29番3	954.99
3 那覇市壺川阿手川原258	71.00

価格公示売却物件

所在地	数量(m ²)
1 那覇市首里末吉町1丁目188番15	180.01
2 那覇市若狭1丁目2番23	146.02
3 那覇市若狭2丁目19番19	143.39



局の動き

総務部

平成10年度 独占禁止法講演会開催

公正取引室では、3月12日にメルパルクオキナワ郵便貯金会館において、平成10年度の独占禁止法講演会を開催しました。

当日は、県内の行政機関、事業者団体、企業から約300名の出席者がおり、講師の名古屋経済大学法学部

中山武憲教授が「我が国の独占禁止法について - 諸外国との比較 - 」と題して講演を行いました。

中山教授は、講演の中で、はじめに、独占禁止法の目的である「公正かつ自由な競争の維持・促進」についての説明とともに、米国等の諸外国との比較を交えながら、主な禁止規定である「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」について説明を行いました。

次に、違反行為に対する処理手続きと最近の違反事件について説明を行いました。

最後に、経済グローバル化や経済構造の変化、規制緩和の流れの中で、競争政策がますます重要となって来ていることなどについて説明を行った後に、競争政策の今後の課題を紹介し、講演を終了しました。



野中広務沖縄開発庁長官来沖

野中沖縄開発庁長官が4月9日から10日の日程で就任後初来沖しました。野中長官は、9日に沖縄総合事務局職員に対する訓示や稻嶺沖縄県知事との懇談後、沖縄尚学高等学校を訪問し「選抜全国制覇」を祝いました。10日は那覇港湾施設視察、那覇新空港ターミナル視察、経済団体及び市町村団体との懇談の後、記者会見で沖縄の諸課題について抱負を述べました。

開発建設部

遙かニレーの海に架かるニライカナイの橋
塩屋大橋開通



一般国道58号大宜味地区では、波浪による越波や大雨による土砂崩れなどの恐れがあることから通行規制区間に指定されていますが、平面線形が悪く道路幅員も狭いため、幹線道路としての機能を十分に果たしていない状況にありました。このような状況の中、昭和57年度より交通安全の確保、幹線機能の向上を目的とした大宜味拡幅事業が進められてきましたが、この度平成11年3月27日に当事業の要とも言える新塩屋大橋が無事開通しました。開通式当日は、激しい降雨にもかかわらず来賓及び地元関係者が多数出席する中、開通式典及び、祝賀会が盛大に取り行われました。また、塩屋区の神人による礼拝や塩屋区の「縦踊り」、国頭村の「クンジヤンサバクイ」などの記念演舞、塩屋小学校鼓笛隊によるパレードなど地域色豊かな式典となりました。今回の塩屋大橋開通をもって、大宜味拡幅事業はその目的をほぼ達成し古い塩屋大橋の撤去工事及び橋詰整備工事に着手しますが、今後は新しい塩屋大橋がやんばるの新しいシンボルとなり得るよう地元の声も踏まえ環境整備について検討して参ります。



運輸部

待望の陸運事務所八重山支所及び検査場の落成式を挙行

去る3月25日(木)陸運事務所八重山支所及び検査場の落成式が、関係者約100名の参加のもと新築移転先の石垣市字真栄里上原において挙行されました。

八重山支所は、昭和47年の本土復帰とともに石垣市に設置され、昭和49年4月から検査・登録業務を行ってきました。しかし、旧用地は敷地が狭隘のため、業務繁忙期には受検車両が敷地からはみ出したり、また、大型車両の出入りに支障があり、さらに検査用機器の老朽化が進み、適正な検査業務が執行できないおそれがでてきました。

このため、平成9年度予算で移転用地(4,500m²)を購入し、平成10年度予算で庁舎、検査場の新築と自動検査用機器の更新を行ったものです。



通商産業部

「地球環境と夏時間を考える国民会議」沖縄地区地方ヒアリングの実施

通商産業部では、4月12日に那覇市内において「地球環境と夏時間を考える国民会議」による沖縄地区地方ヒアリングを実施しました。

一昨年12月の地球温暖化防止京都会議では、我が国の温室効果ガスの削減目標が1990年比マイナス6%と決定されました。



政府は、この目標を達成するため、「地球温暖化対策推進大綱」を昨年6月に決定ましたが、この中で、夏時間(サマータイム)について、「社会全体が夏季の朝夕の日照などを有効に活用するシステムに切り替え、人々が自ら地球環境にやさしいライフスタイルを工夫し、実現するきっかけとなる夏時間の導入について、多面的な議論を行う。」こととし、昨年9月に「地球環境と夏時間を考える国民会議」を発足させ、これまでに中央国民会議及び地方国民会議を7回開催し、3月末に報告書の中間取りまとめを行いました。

地方ヒアリングは、最終取りまとめを行うにあたり、全国9地区で行われたもので、沖縄地区地方ヒアリングには国民会議委員のNHK解説委員伊藤和明氏が出席し、県内から産業界や消費者等を代表して10名の方が意見陳述を行いました。

通商産業部ホームページ

<http://www.okinawa-ric.or.jp/virtualtown/movee>



開発建設部長に
いいた たつひこ
池田龍彦氏が就任



橋間前部長の転任に伴い、平成11年4月1日付けて開発建設部長に池田龍彦氏が就任した。昭和46年早稲田大学理工学部卒業。昭和46年運輸省入省、昭和62年アジア開発銀行、平成3年(財)国際臨海開発研究センター第一調査研究部長、平成4年港湾局建設課国際業務室長、平成7年第四港湾建設局関門航路工事事務所長、平成9年国際協力事業団社会開発調査部長を歴任後現在に至る。

東京都出身、51歳

(ひとこと)

沖尚の優勝・サミットの開催決定と盛り上がる沖縄。その沖縄の歴史と文化を学びながら、沖縄の躍進のために仕事をしていきたいと思います。

沖縄総合事務局次長に
かのう けんのすけ
加納研之助氏が就任



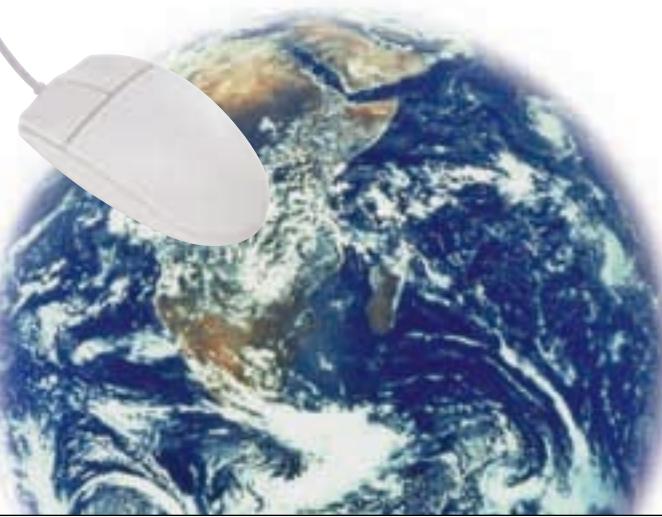
白波瀬前次長の転任に伴い、平成11年4月1日付で沖縄総合事務局次長に加納研之助氏が就任した。昭和46年東京大学工学部卒業。同年建設省入省、平成3年建設経済局調整課事業調整官室地域活性化プロジェクト専門官、平成4年道路局有料道路課有料道路調整官、平成6年大臣官房政策企画官、平成7年青森県土木部長、平成10年建設経済局建設機械課長を歴任後現在に至る。

東京都出身、52歳

(ひとこと)

15年ぶりの沖縄です。子供達とリーフの上でルリスマスを追いかけていましたが、今度は単身です。
またちょっと違うオキナワにも触れてみたいと思います。

ホームページの開設準備中!



沖縄総合事務局では、ホームページを開設し、沖縄総合事務局の業務内容を詳細に紹介するとともに、報告書等行政情報や沖縄に関する諸々の情報をインターネットにより提供する準備を進めています。豊富な情報が満載です。

開設は、6月初旬を予定しています。
お楽しみに。

沖縄総合事務局の
提供ホームページアドレス
<http://www.ogb.go.jp>

Diary&Plan

沖 縄 総 合 事 務 局

Diary

平成1年3月1日～4月3日

3月1日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（「ワンストップ行政サービス広域化実験」開始式出席、西表島視察）

3月3日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（南部5町村・中部1村視察）

3月4日

- ・第2回地域融資動向に関する情報交換会（於：那覇市）

3月5日

- ・沖縄総合事務局、沖縄県幹部職員連絡会議（於：那覇市）

3月8日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（北部2町村・南部1村視察）

3月9日

- ・「エコツアーア事業」シンポジウム（於：名護市）

3月12日

- ・独占禁止法講演会（於：那覇市）

3月15日

- ・交通アドバイザーミーティング（於：沖縄総合事務局）

3月17日

- ・物流ビジョン策定調査委員会（於：那覇市）

3月18日

- ・第63回沖縄振興開発金融公庫運営協議会（於：東京都）

3月25日

- ・第37回沖縄振興開発審議会（於：東京都）
- ・陸運事務所八重山支所新庁舎・検査場落成式（於：石垣市）

3月26日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（粟国村視察、那覇港コンテナクレーン完成共用式出席）

3月27日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（塩屋大橋開通式出席）

3月29日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（泊市場改修式出席、一日沖縄総合事務局出席、伊江村視察）

3月30日

- ・新農業基本法（食料・農業・農村基本法）案説明会（於：那覇市）

- ・第2回沖縄国際ショッピングモール構想推進調査検討委員会（於：那覇市）

4月9日～10日

- ・野中沖縄開発庁長官来沖（沖縄総合事務局、沖縄県、那覇港湾施設等視察）

4月9日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（久米島2村・中部1市視察、沖縄尚学高等学校表敬）

4月12日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（南大東村・北大東村視察）

- ・サマータイムに関する地方ヒアリング（於：那覇市）

4月12日～5月11日

- ・4月定期海技従事者国家試験（於：那覇市）

4月15日

- ・産業行政懇談会（於：沖縄県庁）

4月16日

- ・九州中小企業団体中央会連合会総会（於：糸満市）

4月16日～18日

- ・発明の日記念展示会（於：那覇市）

4月19日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（玉城村視察、第1回干ばつ対策打ち合せ）（於：沖縄総合事務局）

4月20日

- ・さとうきび競作会表彰式（那覇市）

4月21日

- ・沖縄産業懇談会（於：沖縄総合事務局）

4月23日

- ・下地沖縄開発政務次官来沖（第15回全日本トライアスロン宮古島大会開会式出席）（於：平良市）

4月25日

- ・海のカーニバルオープニングセレモニー（於：名護市）

4月26日

- ・第13回財務行政モニターミーティング（於：那覇市）

4月27日

- ・やんばる野生生物保護センター開所式（於：国頭村）

4月29日

- ・第50回沖縄県植樹祭（名護市）

Plan

平成1年5月1日～6月3日

5月～1日

- ・海技従事者国家試験（於：那覇市）

5月1日～12日

- ・中山間地域等直接支払制度検討会現地調査（国頭村・伊平屋村）

5月1日

- ・伊是名農業水利事業所開所式（伊是名村）

5月1日

- ・平成11年度国有財産事務担当者連絡会議（於：那覇市）

- ・九州商工会議所連合会総会（於：名護市）

5月1日

- ・陸運・観光関係外部功労者表彰式（於：那覇市）

- ・沖縄職業総合庁舎落成式（於：那覇市）

5月1日

- ・中小企業白書説明会（於：那覇市）

5月2日

- ・規制緩和（バス・タクシ - ）説明会（於：那覇市）

5月2日

- ・シンポジウム「地域からの新事業創出に向けて」（於：コンベンションセンタ - 劇場棟）

5月2日～2日

- ・全国工業技術研究所企画官会議（於：沖縄総合事務局）

5月2日

- ・物流拠点ビジョン策定委員会（於：那覇市）

5月1日

- ・「一日沖縄総合事務局」開催（於：沖縄市）

5月中旬

- ・第3回沖縄地域融資動向に関する情報交換会（於：那覇市）



表紙解説

デイゴ

インド原産のマメ科の高木落葉樹で、成長は極めて早い。3～5月に独特の屈曲を持つ枝ぶりの樹冠いっぱいにまっ赤に咲く花は、沖縄県の県花に指定されている。

群星(むりぶし)

群星(むりぶし)とは、沖縄の方言で「昴星」のことである。

また、「ぶりぶし」、「むるぶし」とも呼ばれている。

それは、あたかも広大な海域に点在する数多くの島々から成る沖縄を象徴している。

「むりぶし(昴星)」は、「にーぬふあーぶし(北極星)」をほぼ中心として、沖縄の真

上で同心円の軌道を描くため、昔から農事等の暦の目安としての役割を果たして

きた。

なお、「ふし」とは、沖縄の方言で星の総称を意味する。



第13回

图画・作文 コンクール

河川・海岸愛護月間 7/1~7/31

道路をまもる月間 8/1~8/31

水の週間 8/1~8/7

テーマ
1) 河川・海岸 2) 道路
3) ダムなどの水資源

※(注)ポスターは、応募対象としません。

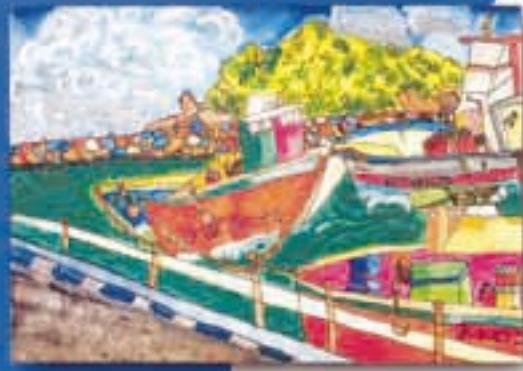
作品募集

*正しい利用のしかた、美しさ。

*それぞれの役割(はたらき)、重要性(大切さ)。

*自分(僕・私)と(河川・海岸、道路、ダム)の関係。

*それぞれの未来像(将来のあり方)などの内容。



第12回入賞作品より

応募要領

題材 河川・海岸、道路、水資源(ダム・上水道等)に関するもの

応募資格 県内小・中学生

作品規格 国画画用紙(四切36×52cm)、

作文400字詰原稿用紙2.3枚程度

募集〆切 平成11年5月31日(月)

賞 最優秀賞、優秀賞、佳作、入選、学校特別賞

表彰 沖縄総合事務局長・沖縄県知事表彰、副賞授与

作品発表 作品展示会開催、ラジオ放送(作文)、作品集発行

応募先 社団法人沖縄建設弘済会事業部事業課

浦添市字勢理客557-1 ☎098(879)2097

主催 沖縄総合事務局・沖縄県・沖縄県治水協会
「道路をまもる月間」沖縄地方推進協議会
社団法人沖縄建設弘済会後援 沖縄県教育委員会
NHK沖縄放送局・琉球放送・琉球朝日放送
沖縄テレビ・沖縄タイムス・琉球新報

沖縄総合事務局